

つつじが岡公園と 防災ラジオについて

向井 誠 議員

つつじが岡公園について

が計画されており。

質問 本年11月に設立されたつつじサポーターズ倶楽部の概要について伺います。

質問 日本遺産認定とは。

答 ツツジの保護育成やつつじが岡公園の魅力を発信することを目的とした民間団体で、日本遺産認定に向けた啓発活動や、市民ボランティア活動の支援など

答 地域を通過して我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、文化財群を地域が主体となって整備・活用し、海外へも発信していくことにより、地域活性化を図るものです。

質問 サポーターズ倶楽部の会員になられた方々への入園料無料化の考えは。

質問 合併が協議されている板倉町で検討されている防災ラジオの現況は。

答 この倶楽部は民間団体ですので、今後、団体と協議してまいります。

答 情報伝達手段として防災ラジオが有効であるとの結論に至り、議会や区長会へ導入の検討について報告したと伺っております。

質問 市民の方々を入園料無料化する考えは。

質問 市では防災ラジオに対してどう認識していますか。

答 入園料収入は、ツツジの保護育成費用として活用させていただいており、見頃の時期に設けている市民優待デーをご活用いただきたいと考えております。

答 本市においても防災ラジオは有効な情報伝達手段であると考えております。

質問 日本遺産認定とは。

答 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、文化財群を地域が主体となって整備・活用し、海外へも発信していくことにより、地域活性化を図るものです。

質問 合併が協議されている板倉町で検討されている防災ラジオの現況は。

質問 市では防災ラジオに対してどう認識していますか。

答 ツツジの保護育成やつつじが岡公園の魅力を発信することを目的とした民間団体で、日本遺産認定に向けた啓発活動や、市民ボランティア活動の支援など

答 入園料収入は、ツツジの保護育成費用として活用させていただいており、見頃の時期に設けている市民優待デーをご活用いただきたいと考えております。

答 本市においても防災ラジオは有効な情報伝達手段であると考えております。

質問 日本遺産認定とは。

答 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、文化財群を地域が主体となって整備・活用し、海外へも発信していくことにより、地域活性化を図るものです。

質問 本市の防災ラジオ導入についての考えは。

答 費用対効果の面からも最も有効であると考えておりますが、やはり整備には多額の費用がかかります。今後、総合的な視点から慎重に検討してまいります。

質問 日本遺産認定とは。

答 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、文化財群を地域が主体となって整備・活用し、海外へも発信していくことにより、地域活性化を図るものです。

質問 合併が協議されている板倉町で検討されている防災ラジオの現況は。

質問 市では防災ラジオに対してどう認識していますか。

答 本市では現在、携帯電話等で緊急速報メールを配信しておりますが、それが利用できなくなる可能性もあり、防災ラジオの導入は、情報伝達体制の更なる強化を図る取組として大変有望だと感じております。

請願・陳情の提出方法等

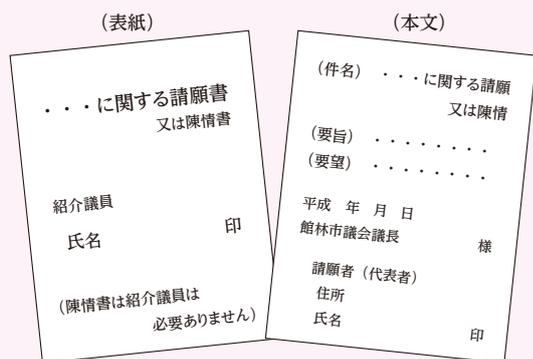
市政についての意見や要望などがある場合は、請願書や陳情書を提出することができます。これは市民の皆さんの声を市政に反映させようという考えから、議員の紹介のあるものを「請願」、議員の紹介のないものを「陳情」に区別しています。

提出された請願書は、所管の常任委員会において慎重に審査され、その結果をもとに、本会議で改めて審議を行います。採択・不採択の結果については、提出者へ郵送により通知します。なお、採択された請願は、市長にその実現を要望したり、国や関係行政庁に対し意見書として提出されます。また、提出された陳情書等は、その写しを議場に配付します。

提出に必要な記載事項

○次の事項を邦文で記載し、議長あてに提出してください。

- (1) 請願(陳情)の名称
- (2) 請願(陳情)の趣旨と要望事項
- (3) 提出年月日
- (4) 宛名(館林市議会議長あて)
- (5) 請願(陳情)者の住所、記名または署名、押印
 - ※請願者が2名以上の場合は、代表者を明示の上、請願者全員が署名・押印してください。
 - ※法人や団体の場合は、その事務所の所在地、名称、代表者の役職・氏名を記入の上、法人代表者印または代表者の個人印の押印をお願いします。
- (6) 請願として提出する場合には、紹介議員の自筆署名または記名押印
- (7) 国または関係行政庁への意見書提出を求める請願については、別途「意見書の案文」を添付



提出場所

館林市役所3階の議会事務局に、平日の午前8時30分から午後5時15分までに持参してください。

受付締切

- ・請願書の提出については、定例会開会8日前の午後5時で締め切り、その後提出されたものは次の定例会での扱いとなります。
- ・陳情書については、定例会の会期中に提出されたものは、その会期中に写しを議場に配付します。ただし、最終日及び閉会中に提出されたものは次の定例会での扱いとなります。